

本訴事件 平成27年(ワ)第9715号 損害賠償等請求事件  
反訴事件 平成28年(ワ)第9253号 損害賠償等請求反訴事件  
本訴原告・反诉被告 学校法人大阪経済大学  
本訴被告・反訴原告 吉井 康雄



被告準備書面(12)  
～ 終結に際して～

平成28年12月21日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議2係 御 中

被告 吉井 康雄



はじめに

本訴原告大学の訴訟による裁判において、明確に論じられていない争点、それは、「公と私」である。これに先立ち、現在までの争点の帰結を示しておく。本訴被告が前訴の経緯をホームページで情報公開したことに關する本訴原告大学の訴えは、

① 名誉権を侵害する不法行為

これに關しては、名誉毀損の違法性阻却・免責に關する眞実性・相当性の法理、昭和41年6月23日の最高裁判所判決(民集20巻5号1118頁)および、刑法230条の2を参考にして、**表現の自由を保障する観点から設けられた免責事由を充たすことを本訴被告は立証している**(被告準備書面(5)、(6)、(8)の1～4頁)。

② 業務遂行権を侵害する不法行為

これに關しては、「法人に對する行為につき、①当該行為が権利行使としての相当性を越え、②法人の資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、これら従業員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、③「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められる場合」、当該妨害行為の差し止め請求を可とするという「**業務遂行権侵害要件のいずれも、本訴被告の行為は該當しない**」ということをお訴被告は立証

または説明している（被告準備書面（8）、4～7頁）。

**③ 労働契約終了に伴う信義則上の守秘義務違反による不法行為**

これに関しては、本訴被告の情報公開したホームページの内容は、

- ・不正競争防止法が適用される営業秘密の類ではないことから、退職後も終生にわたって守秘義務を負う対象ではないことは自明であること
- ・守秘義務の存在にかかわらず、職務上知り得た秘密の開示が認められる「正当な理由」がある場合、例えば、組織の不正行為が守秘義務の対象となる情報を含んでいる場合、情報公開により確保される公益が尊重されるべきかという問題においては、本訴被告のケースでは名誉棄損の免責要件を充たすことから、信義則上の守秘義務違反による不法行為とはみなせないこと

これらより、**守秘義務違反には該当しない**ということを本訴被告は立証または説明している（被告準備書面（8）、7～10頁）。

ここでの結論として、本訴原告の請求する、名誉権侵害、業務遂行権侵害、信義則上の守秘義務違反による損害（被告準備書面（8）、11～13頁）も、人格権侵害、業務遂行権侵害に基づく差止請求権としての本件ブログ削除請求権（被告準備書面（8）、13～14頁）も、**いずれもがすべて論理的に却下されることになる。**

この過程で、双方の説明に食い違いのある点を幾つか述べる。

- ① 執行部教員の顔写真の掲載は『組織的なパワハラ、アカハラ』を主張するには合理的範囲を超えた表現がある**との本訴原告大学の主張に対し、本訴被告の表現は、**憲法が保障する「表現の自由」を逸脱するものではないことを立証、説明している**（被告準備書面（7）、（8）の18～20頁）。
- ② 「カリキュラムの決定手続きにおいて、数十名で構成される教授会においてカリキュラムが承認されており、被告個人に対する嫌がらせを組織的に行うことは不可能**」との佐藤武司理事長の陳述書（甲3の1、4頁）および原告第3準備書面（4～6頁）**の主張は虚偽である**（被告準備書面（6）の5頁参照）。
- ③ 「学部長が許可した者しか教授会議事録を閲覧することはできず、謄写は許可されていない**」との原告第3準備書面（4頁）、第5準備書面（3頁）**の主張において、「学部長の許可を必要としない」という部分が虚偽である。**
- ④ 「前件訴訟では「2003年頃から2012年までの組織的パワハラ」なるものは認**

定されていない」、「反事実」、「反真実性」などと本訴原告大学は一貫して主張するのみで立証責任を全く果たしていない。これに対して、「組織的パワハラは事実である」ということを本訴被告本人が被告準備書面（５）、（６）で多くの事実をもとに論理的に立証している。

#### ⑤ 被告本人訴訟に切り替えて提出した被告準備書面（６）～（８）に対して

被告本人訴訟に踏み切った理由は次の３点である。

- ・ 2016年4月20日の法廷で、本訴原告大学に「反事実」の立証責任があるにもかかわらず、「真実性立証の対象」を本訴被告が示すことになったこと。
- ・ 本訴被告代理人が選択した３つの事例は、本訴原告の反論「組織的パワハラは反事実」を完全に不可能にする事例ではないこと。
- ・ 被告本人にとって最も重要なことは、9月以降、反論の機会が幾らでもあるとの説明を受けていたが、6月21日の法廷で「裁判は間違いなく終結に向かっている」と感じたことと、裁判官が争点を判断するのに必要な事実の真実性を本訴被告本人が立証する機会もなく、前訴裁判で被告大学が原告吉井に支払った賠償金額を超える賠償をするリスクがあるとの説明を受けたこと。

**この経緯に拠る本訴被告本人提出の8月29日の被告準備書面（５）～（８）に対し、本訴原告の第5準備書面では、「本訴被告は、真実性立証の対象が以下の①～③の３つの事実であることについて争っていない」（1～2頁）と主張し、本訴被告本人が提出した被告準備書面の当該部分を対象外とみなしている。**

**これに対する本訴被告本人の主張は、「組織的パワハラは事実」という真実性を、体系的にかつ論理的に立証したのであり、本訴原告は、クレームをつける前に、主張する「反事実」、「反真実性」について事実をもとに立証するのが本筋である。**

#### ⑥ 対抗言論の法理について

名誉権と表現の自由の調整機能としての「対抗言論の法理」に関して、本訴原告は「最高裁は対抗言論の法理を採用していない」と主張するが、その根拠を明示していない（橘井雄太「民事判例研究 インターネット上のウェブサイトの記事を掲載した行為が名誉毀損による不法行為を構成するとされた事例 [最高裁第二小法廷平成24.3.23判決]」参照）。一方、「対抗言論の法理」適用の前提条件の観点から言えることは、本訴原告は常にホームページによる表現活動を行っていること、学生自治会の排斥では、「絶対に負けられない戦いが、そこにはある一

KEIDAI」というホームページの公開に強く関与していたと思われること、本訴被告はホームページ上で「大学の外で、オープンにされた場であなた方の行為はアカハラに当たらないということを証明されては如何でしょうか」(甲第1号証の1)と表明していること、これらより、本訴原告にはネットワークを議論の場として名誉を守る反論の環境が整っていることを、本訴被告は指摘しておく。

### ⑦ 教授会での学内ルールを無視した音声録音について

平成16年5月21日の経営学部教授会議事録「② 録音希望者は、出席者の了解を得て行う」(乙54)に対し、当該部分の音声データでは、北村實学部長は「録音を録るよというご提案がありまして、…先生自身(本訴被告)が録ってもよいということで反対しませんでした(議事録を補完する意味での録音を教授会で認めたという意味)。…録音するとされるときには、録音しますということを皆さんにご承知いただいて、おとりいただければな、と思います。」と発言している(音声データは乙128、その反訳書は乙129)。

当該教授会議事録の「出席者の了解を得て行う」という意味は「認めることができない場合は了解できない」、すなわち、一人でも反対があれば「録音する行為は却下される」ことになる。これに対し、「承知いただく」の意味は「受け入れたくなくても要求を聞き入れる」、つまり、「嫌でも仕方なく録音する行為を認める」となり、**経営学部教授会議事録は「出席者の承知をいただいて行う」と記載すべきところを「出席者の了解を得て行う」と記載、「解釈の曖昧さ」を執行部の都合のよいほうに誘導している。その結果、議事録が「一人歩き」することになる。同様の歪曲の危惧を山田学長補佐もしている(乙5、5頁)。**

本訴被告が強調しておきたいことは、形式的には録音可能の体裁をとりながら実質的には拒否しているという巧妙な「からくり」をするのが彼らの常套手段で、本訴被告のように常に事実データを残す努力をしていなければ、それを白日の下に晒すことは不可能ということである。ここでの結論は、「学内ルールを無視した音声録音」という本訴原告の主張は正鵠を射ていないということである。

### ⑧ 本訴原告が請求する損害賠償額1500万円の算出根拠について

本訴原告の損害賠償額算出根拠の曖昧さは、訴状および第1・第2準備書面から推察される。例えば、業務遂行権侵害の慰謝料額は非常勤講師を含む全従業員を対象に1469万円と算定しているが、理事長(除く、佐藤武司理事長)および

学長を含め、良識ある教職員、退職していった教職員・非常勤講師は、本訴被告が示すように経営学部執行部の行動を問題視している（乙4、乙5）。本訴被告の論理では、業務遂行権侵害による無形損害を発生させているのは誰かということの本訴原告大学は自問自答して自らの責任を果たせということになる。

### ⑨ 本訴被告本人による「反訴状」について

反訴原告（本訴被告）は、本訴原告の訴訟に対し、公的企業の性格の強い大阪経済大学の倫理観が問われる、無益な訴訟の域を超えない訴訟として、平成28年9月、反訴している。

## 1 公と私

私学教育をする私立大学、学校法人大阪経済大学はどのような社会の枠組みに存在しているのかを考察することが、本訴原告大学を批判する観点の抽出を可能にする。

### （1）公と私の判断基準

私立大学が公企業とみなされ、教員もまた公人とみなされるのか、その根拠を明らかにすることによって、学校法人大阪経済大学および教員、事務職員には「公共性」、「公益性」が求められる存在であることを明らかにする。その判断基準は、

#### （ア）“公共性は事業主体にではなく教育事業そのものにある”

市川昭午「私学の特性と助成政策」によれば、私学の特性は自主性と公共性であり（私学法第1条）、「私学の自主性」という特性は建学の精神や独自の校風のように私学運営を自律的に行うというところであり、「私学の公共性」という特性は学校法人という特別の法人制度のもとで公教育の一翼を担う「公の性質」、すなわち、国が自ら行うべき教育事業を代行する存在というところにある。これに抛り、国公立はもちろん、私学も公共性を有する存在と解される（教育基本法第6条第1項）。

#### （イ）“教員が国民全体に奉仕すべきものであるが故に公人とみなされる”

教育基本法第6条第2項の「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない」より、教員は国民全体に奉仕すべき存在、すなわち、公務員的な性格を有する「公人」とみなされる存在であり、それゆえに、私学の教員の行為には公共性が要求されると解される。

### （2）大阪経済大学の公と私の現状

「公の性質」を前提とする大阪経済大学という組織、「公人」とみなされる理事

会のメンバー、経営学部の学部執行部・元執行部（渡辺大介執行部は除く）には「公共性」、「公益性」があるかを（1）の判断基準をもとに明らかにする。

（ア）“事業主体”の観点

大阪経済大学の理事会（2016年現在、19名）と経営学部教授会、この2つの組織を対象に「公共性」、「公益性」が担保されている組織かを論じることとする。

**最初に**、（公社）経済同友会の「私立大学におけるガバナンス改革—高等教育の質の向上を目指して—」（2012年3月）をもとにそのための判断基準を示すと、

- ① 大学は教育・研究のための組織であり、組織であるかぎりにおいて、適切なガバナンスなくして組織は有効に機能しない。
- ② 経営トップ・リーダーである理事長・学長は、組織の目指すべきビジョン・理念・方向性を示し、構成員の意欲・やる気を喚起するとともに、自ら先頭に立って目標に向かって組織全体を牽引していくことが求められる。
- ③ 経営人材に必要な資質・能力とは、優れた人格、強い意志、先導性、判断力、マネジメント能力、信頼感、戦略的思考力などである。
- ④ 教授会の本来的機能・役割とは、大学における教育・研究上の重要な事項に関して、現場を担当する教授たちの意見を聴取する機会を提供することであり、また、理事会や学長、学部長会議等での決定事項を情報共有する場でもある。
- ⑤ 大学の公共性・公益性を具現化する主たる活動が教育・研究であることを踏まえれば、ステークホルダーの中で最も重視されるべきは学生である。
- ⑥ 適正なガバナンスには、適正な情報開示が不可欠であり、大学の情報公開は、大学の公共性・公益性の観点において、促進されるべきである。

次に、**理事会の見識**を見極めるために、佐藤武司理事長の陳述書を引用する。

① 吉井氏は幾度となく他の教員などと事件やトラブルを惹き起こしてきた人物

- ① 理事、評議員、教員らに対する独断での文書配布
- ② 教授会での学内ルールを無視した音声録音、個人の会話録音

② 吉井氏との訴訟は「特任教員地位確認等訴訟」で「パワハラ訴訟」ではない

- ① 「本学のカリキュラム委員会は学部内の一委員会であり、最終意思決定は学部教授会で行っているため、上記経営学部執行部としては、**適正に職務を行っている**ものであり、アカハラ、パワハラなどを行ったという事実はありません。」

- ② 「人権委員会を利用してのパワハラなどは**制度上不可能**です。

以上により、北村教授、二宮教授、樋口教授らについては、パワハラを行ったという事実はなく、吉井ブログの記載は真実ではありません。」

◎ **理事長佐藤武司氏の陳述による、教職員や本学関係者への影響、損害について**

- ① 井形浩治元学部長・理事への影響

「吉井氏と**井形教授が特任教員任用申請に関する打合せを行った音声**や、教授会でのやり取りの音声アップされており、井形教授を直接知らない人は、パワハラをする**ひどい教員**だと認識してしまうと思われます。」

- ② 池島真策元学部長・理事への影響

「吉井ブログに関して色々言われるのが嫌になり、学会等への参加回数が減ってしまったとのことです。」

「当該ブログの訴訟資料で自宅住所が晒されており、ご自身およびご家族にとって**身の危険を感じる**ほどの精神的な苦痛を味わっております。」

- ③ 北村實理事（元副学長、元学部長）への影響

「吉井氏は、北村教授が経営学部長であったときに本学に着任しましたが、授業担当問題や吉井氏の公私混同的な研究費使用に関する問題などがあり、その際の吉井氏の**尋常でない外部への攻撃性**に大変手を焼いたそうです。」

「学部長として適切な業務を行ってきたにも関わらず、事実を反しパワハラとしてブログに記載されてしまうなど … 深刻なネット攻撃にさらされることにより、学生や世間からの評価が重要である**大学教員としての現在および将来の生活に被害**が生じております。」

- ④ 同窓会への影響

「その意見としては一様に困惑しており、母校の評判を落とす当該ブログに対しての**怒りの声や心配する声**が寄せられているそうです。」

- ⑤ 評議員への影響

「これはまさに**大阪経済大学へのテロ攻撃**ではないか …」、「これからの本学を受験しようとする学生およびその父兄、並びに高校の進路指導教員の方々が、… 本学の教員の素質をどのように受け止め、評価するのか、その影響は計り知れず、まさに**本学への信用失墜行為**である …」

- ⑥ 受験生およびその父兄への影響

「受験生やそのご父兄の方からすると、真偽は分からないにまでも、漠然と問題のある学部であるとの印象を受ける可能性は非常に高いといえます。

このまま … 放置することにより被害は増大し、大学全体の信用失墜を続けられると本学の経営にも大きなダメージを与えることとなります。」

#### ④ 理事長佐藤武司氏の陳述における結論

「特任訴訟の傾向からかんがみると、… 損害賠償請求をするにあたり、吉井氏は激しく抵抗する可能性が高く、… **現在把握している財産については保全を行う必要がある**と考えます。」

**次に**、経営学部教授会執行部（除く、渡辺大介執行部）の見識を示す必要があるが、本訴被告はそれを判断する多くの事実を被告準備書面（5）と（6）に示し、その真実性を事実データと肉声（音声データ）をもとに立証している。

被告準備書面（5）では、経営学部の現・元執行部による教授会運営は歪んでいることを、人為に偏した採用や昇格人事、教授会メンバーのカリキュラムや研究・教育活動へのパワハラ、セクハラ、カンニング不正処理、事務職員OH氏の解雇といったカテゴリーを設けて事実をもとにその真実性を立証している。

被告準備書面（6）では、本訴被告の特任教員任用を妨害した井形執行部および元執行部の行為は「組織的な不正行為、パワハラ」であるとして、彼らが仕掛けた実行戦略フローチャートを5頁に示している。なお、この件に関しては、吉井が原告として被告大阪経済大学を相手に訴訟を起こし、大阪高裁による判決「被告井形浩治と被告池島真策の故意による共同不法行為」が既に確定している。

**ここでの結論は**、（公社）経済同友会の示す判断基準に拠れば、大阪経済大学の理事会および経営学部教授会は「公共性」、「公益性」が担保されていない組織ということになり、「公の性質」を欠くため、大阪経済大学は私学の対象外となる。

#### （イ）“公人”の観点

（1）公と私の判断基準の（イ）において、“学校の教員は国民全体に奉仕すべきものであるがゆえに公人とみなされる”ということを示した。これにより、学校の教員および事務職員ら学校の関係者は公人とみなされることになる。



したがって、本訴原告の訴訟において陳述書を提出した4名の理事（佐藤武司、北村實、木村俊郎、田村正晴）と池島真策元理事、経営学部教授会現・元執行部4名（北村實、木村俊郎、池島真策、高原龍二）は公人とみなされることになる。

（公社）経済同友会は、公人とみなされる私学の経営に関与する理事会や学部執行部の人材に必要な資質・能力は「優れた人格、強い意志、先導性、判断力、マネジメント能力、信頼感、戦略的思考力など」であると提言している。

これに対し、経営学部教授会現・元執行部のメンバーは前述の被告準備書面（5）と（6）に示した多くの不正行為、パワハラなどを行っていることから、（公社）経済同友会の提言する判断基準、私学の経営に関与する人材に必要な資質・能力を欠いていることは自明であり、結果として、彼らは「公人」とはみなされない。

**ここでの結論は**、大阪経済大学の理事会および経営学部教授会執行部（除く、渡辺執行部）は、私学の経営に関与する人材に必要な資質・能力を欠くメンバーにより構成されているため、「公共性」、「公益性」の保証はなく、「公の性質」を欠くことは必然であり、結果として、大阪経済大学は私学の対象外におかれることとなる。

### （3）小括

結論として、公と私の観点から、教育事業をする学校法人大阪経済大学には、公企業としての組織（理事会、経営学部教授会執行部）および公人とみなされるその組織の構成メンバーにおいて、「公共性」、「公益性」が確保される保証がないと判断されるため、私学の対象外におかれるべき存在と解される。

したがって、（財）日本高等教育評価機構による認証評価「評価の結果、大阪経済大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する」、および、（財）大学基準協会による大学評価ならびに認証評価「評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する」との、評価機関の認定の妥当性が問われることになる。

## 2 結論

終結にむけて、本訴被告は、本訴原告大学の訴訟には幾何の正義も見いだせず、速やかに訴訟を却下され、大学経営の刷新をされるべきと主張する。

本訴被告は初代学長、黒正巖博士の「道理は天地を貫く」精神を大切にしており、この精神が本訴原告大学の今に引き継がれていたならば、このような訴訟が存在するはずがない、と本訴原告大学の将来を憂うのみである。

以上